

○蕨市自転車等放置防止条例

昭和59年9月25日条例第40号

改正

平成4年3月30日条例第13号

平成7年12月22日条例第38号

平成12年3月28日条例第18号

平成19年3月26日条例第11号

平成21年3月23日条例第4号

蕨市自転車等放置防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置による住民の生活環境の障害を防止するため必要な事項を定めることにより、その良好な環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- (4) 良好な生活環境 公共の場所の安全及び災害時における円滑な防災活動が確保されるとともに都市の美観が保持されている状態をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、地域の自転車等の利用状況を勘案して、自転車等の駐車秩序の維持に関する施策の実施に努めるとともに、自転車等の放置の防止に関する指導及び啓発に努めるものとする。

2 市長は、自転車等の放置の防止に関する施策を実施するため必要と認めるときは、警察その他の官公署に対する協力要請及び自転車等の利用者、施設管理者等に対する指導、啓発等必要な措置を講じなければならない。

(施設の設置者及び管理者の責務)

第4条 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者及び管理者は、自転車等の駐車秩序の維持及び放置の防止のため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、自転車等の駐車秩序の維持及び放置の防止のため市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(自転車等の小売を業とする者の責務)

第6条 自転車等の小売を業とする者は、自転車等の駐車秩序の維持及び放置の防止のため市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等利用者等の責務)

第7条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所に自転車等を放置してはならない。

2 自転車等の利用者等は、当該自転車等の見やすいところに住所及び氏名を明記するよう努めなければならない。

(放置禁止区域及び安全歩行区域の指定)

第8条 市長は、放置された自転車等が大量に集積され良好な生活環境が阻害されている公共の場所又は大量に集積を引き起こすおそれがあり、これをあらかじめ防止することにより良好な生活環境を保持する必要があると認める公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、放置禁止区域のうち特に自転車等と歩行者が多く通行し、歩行者に配慮した自転車等の利用を求めることにより歩行者の安全な通行を確保する必要があると認める公共の場所を安全

歩行区域（以下「歩行区域」という。）として指定することができる。

3 市長は、放置禁止区域及び歩行区域を指定しようとするときは、あらかじめ蕨市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、放置禁止区域及び歩行区域を指定したときは、速やかにその旨を告示するとともに、規則で定めるところにより自転車等の利用者等に放置禁止区域及び歩行区域である旨を周知させるため必要な標識を設置しなければならない。

（放置禁止区域及び歩行区域の変更）

第9条 市長は、放置禁止区域及び歩行区域並びにその周辺の状況の変化に応じ、当該放置禁止区域及び歩行区域を変更することができる。

2 前項の規定による放置禁止区域及び歩行区域の変更については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（放置自転車等に対する処置）

第10条 市長は、放置禁止区域に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

2 市長は、放置禁止区域を除く公共の場所において、自転車等が放置され、市民の良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、当該自転車等の利用者等に対し、放置することのないよう指導するものとする。

3 市長は、前項の規定を講じてもおもなお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

4 市長は、第1項及び前項の規定により自転車等を撤去したときは、あらかじめ定めた場所に保管するものとする。

（保管した自転車等に対する措置）

第11条 市長は、前条第4項の規定により保管した自転車等について規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等の利用者等の確認に努めるものとする。

2 前項の場合において、自転車等の利用者等が確認できたときは、市長は、当該利用者等に対し速やかに引き取るよう通知するものとする。

3 市長は、前2項の措置を講じたにもかかわらず利用者等が引き取らない自転車等については、市において処分する旨の告示をし、当該告示の日から1月経過後処分することができる。

（費用の徴収）

第12条 市長は、第10条第1項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等の利用者等から別表に定める費用を徴収することができる。

2 前項の費用は、利用者等が自転車等を引き取る際に徴収する。

（廃棄物の認定）

第13条 市長は、第10条及び第11条の規定にかかわらず、放置禁止区域に放置されている自転車等が明らかに自転車等の機能を喪失していると認められるときは、当該自転車等を廃棄物として認定し、直ちに廃棄処分することができる。

（自転車等駐車対策協議会）

第14条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条第1項の規定により、蕨市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（1）市議会議員 5人以内

（2）関係機関の長 3人以内

（3）知識経験者 10人以内

（4）市職員 2人以内

3 前項の委員のほか、5人以内の臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、放置禁止区域及び歩行区域として指定し、又は変更しようとする地区の関係者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 臨時委員の任期は、当該放置禁止区域及び歩行区域の指定又は変更に関する審議が終了するまでとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第13条の規定は、昭和59年10月1日から施行する。(昭和59年10月蕨市規則第31号により、昭和59年12月1日から施行・昭和59年蕨市規則第30号により、第8条の規定は、昭和59年10月20日から施行)

附 則 (平成4年3月30日条例第13号)

1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第3項の規定は、この条例の施行日以後に保管した自転車の処分について適用し、施行日前に保管した自転車の処分については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年12月22日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に撤去した自転車に係る撤去費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に撤去した自転車に係る撤去費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月26日条例第11号)

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 行政委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和39年蕨市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(蕨市自転車駐車場条例の一部改正)

3 蕨市自転車駐車場条例(昭和59年蕨市条例第44号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

別表 (第12条関係)

区分	撤去費用
自転車	1台につき 2,100円
原動機付自転車	1台につき 3,150円